



国 監 告 第 12 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成23年11月29日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 小 口 俊 明

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 質問事項

#### 1. 随時監査

##### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

##### (2) 概要

###### ア. 実施期間

###### (ア) 事前調査

平成23年11月4日(金)から平成23年11月15日(火)まで

###### (イ) 実施

平成23年11月21日(月)

###### イ. 対象部局

###### (ア) 健康福祉部高齢者支援課

##### (3) 対象事項及び範囲

###### ア. 対象事項

平成23年度国立市一般会計(歳出)

長寿祝金(9月28日支払分)

予算科目 03.01.02.20 (02)

支出額 8,310,000円

###### イ. 対象範囲

###### (ア) 財務に関する事務の執行等

###### (イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

##### (4) 手続き

ア. 実施通知 平成23年11月4日(金)

イ. 資料提出期限 平成23年11月15日(火)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

##### (5) 監査の着眼点

###### 共通項目

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．資金前渡の精算日は、守られているか。

イ．平成 21 年 11 月 10 日付けの随時監査の要望事項に対する措置報告の内容を確認する。

ウ．長寿祝金支給条例との整合性がとれているか。

## (6) 結果

ア．概評

長寿祝金について監査したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかし、一部に検討を要する事項が見受けられるため意見として付す。

イ．個別事項

(ア) 意見

国立市長寿祝金の支給については、高齢者を敬うとともに長寿をお祝いすることを目的に、国立市長寿祝金支給条例に基づき、毎年 9 月 15 日において国立市に住民登録を有し、当該年度内に 77 歳・88 歳・99 歳に達する方々へ、福祉協力委員（民生委員）に依頼して該当者本人に受領書と引き換えに手渡し、また、該当者本人が長期不在など直接渡せない場合においては、その家族へ引き渡すとともに、後日の問い合わせに対応するため支給者名簿に代理受領者を記録している。

しかし、その受領書を見ると該当者本人が受領したように読み取れることから、実質的な受領者を特定することにより今後のトラブルに備えておく必要がある。

以上